

令和  年度 **給与支払報告 特別徴収**に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏名			
		電話		(内線 )	
異動の事由				異動後の未徴収 税額の徴収	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 理由	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)					
2 (普C) 給与が少なく税額が引けない					
3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与支払が毎月ない)					
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					
住記					
月		月～			

海老名 市長 殿		住所(居所)又は所在地 〒			
令和 年 月 日提出		フリガナ			
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称			
		代表者の職氏名印			
		個人番号又は法人番号			
受給者番号(整理番号)		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	円
氏名		フリガナ		(イ) 徴収済額	円
生年月日		昭和・平成 年 月 日		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	円
個人番号 (転勤届提出時は記載不可)		フリガナ		異動年月日	...
1月1日現在の住所		フリガナ			
給与の支払を受けなくなった後の住所		フリガナ			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定	
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額 円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円
上記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分( 年 月 日納期限分)で納入します			

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業者は指定番号の記入は不要ですが新規欄に○を付記願います。)		新規		
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地 〒		連絡先の氏名及び 所属課、 係名並び に電話番号	課・係	
フリガナ			氏名	
氏名又は名称			電話 (内線 )	
代表者の職氏名印				
個人(法人)番号				新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要

【提出先】 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所 財務部市民税課 個人市民税係

御注意  
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。  
3 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
1 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。新勤務先へ送付願います。

令和  年度 **給与支払報告 特別徴収** に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		12-34567		※市町村ごと に異なります	
宛名番号		1234			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係 人事課人事労務係		氏名 特徴 花子	
		電話 000-000-0000 (内線 123 )			
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		円	
<ol style="list-style-type: none"> <li>退職</li> <li>転勤</li> <li>合併</li> <li>休職</li> <li>長期欠勤</li> <li>死亡</li> <li>会社解散</li> <li>住所誤報</li> <li>その他 (特別徴収不可)</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>特別徴収継続</li> <li>一括徴収 (1月以降は必須)</li> <li>普通徴収 理由</li> </ol>		円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない		3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)		住記			
月		月～			
※市町村記入欄		納入書 要・不要			

〇〇〇 市町村長 殿		住所(居所) 又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		〒012-3456	
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ カバシキガイシャ マルバツショウジ		フリガナ	
(特別徴収義務者)		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		氏名又は名称	
給与支払者		代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎		代表者の職氏名印	
		個人番号 又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		スズキ イチロウ	
123456		氏名		鈴木 一郎 (旧姓)	
生年月日		昭和・平成		50年1月1日	
個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
1月1日現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1			
給与の支払を受けなくなった後の住所					
		円		円	
		6月		9月	
		8月		5月	
		円		円	
		140,000		35,600	
				104,400	
				××・8・31	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定月	
1. 異動が令和 年 12月 31日 までで、申出があったため ( 月 日申出)			
2. 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			
上記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分( )			

**8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。**  
**(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)**  
**(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)**  
**(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)**  
**↑**  
**普通徴収税額**

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業者は指定番号の記入は不要ですが新規欄に○を付記願います。)		新規		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所) 又は所在地		〒		月割額 円を	
フリガナ				月分	
氏名又は名称		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		から徴収し、納入します。	
代表者の職氏名印		電話 (内線 )		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
個人(法人)番号				納入書 要・不要	

【提出先】 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所 財務部市民税課 個人市民税係

御注意  
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 3 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄(個人番号)は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄(個人番号)は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することになります。

令和  年度 **給与支払報告 特別徴収** に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿		住所(居所) 又は所在地 〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 12-34567		宛名番号 1234		※市町村ごとに異なります	
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ カバシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号 1234		課・係 人事課人事労務係		氏名 特徴 花子	
		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		電話 000-000-0000 (内線 123 )			
		代表者の職氏名印 個人番号 又は法人番号		代表取締役 特徴 太郎		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日	
受給者番号(整理番号) 123456		フリガナ 鈴木 一郎		円		円		××・8・31	
氏名 鈴木 一郎 (旧姓)		昭和・平成 50年1月1日		140,000		6月 9月		円 円	
生年月日		個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		35,600		8月 5月		円 円	
1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1		給与の支払を受けなくなった後の住所		104,400		円 円			

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号		12-34567		※市町村ごとに異なります	
宛名番号		1234			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係 人事課人事労務係		氏名 特徴 花子	
		電話 000-000-0000 (内線 123 )			
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		円	
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死		理由		1. 特別徴収継続 ② 一括徴収(1月以降は必須) 2. 普通徴収	

一括で徴収した税額を納入する月  
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定	
①. 異動が令和 3年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定月 日	徴収予定額 円
②. 異動が令和 4年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		9 . 20	104,400
上記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分( 年 内期限分)で納入します		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円 104,400	

相続		次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
氏名	続柄	1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	
住所		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない	
電話		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	
		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	
住記		月	月~

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業者は指定番号の記入は不要ですが新規欄に○を付記願います。)	
新しい勤務先の住所(居所) 又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	
個人(法人)番号	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。  
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
 ↑  
 一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では	※市町村記入欄
月割額 円を	
月分から徴収し、納入します。	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
納入書 要・不要	

【提出先】 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所 財務部市民税課 個人市民税係

御注意  
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。  
 3 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 1 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。新勤務先へ送付願います。また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。新勤務先へ送付願います。

令和  年度 **給与支払報告書 特別徴収** に係る給与所得者異動届出書（特別徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者 指 定 番 号		12-34567	
		宛 名 番 号		1234	
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係		人事課人事労務係	
		氏名		特徴 花子	
		電話		000-000-0000 (内線 123 )	
異動の事由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収			
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長...		① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (理由)			
8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。		円			
相続人の氏名等		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
氏名		続柄		1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	
住所		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない			
		3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)			
		4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)			
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。		月～		月～	
納入書		要		不要	
※市町村記入欄					

〇〇〇 市町村長 殿		住所(居所)又は所在地		〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ	
(特別徴収義務者)		氏名又は名称		株式会社 ○×商事	
給与支払者		代表者の職氏名印		代表取締役 特徴 太郎	
		個人番号又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		未徴収税額(ア)-(イ)	
123456		氏 名		異動年月日	
鈴木 一郎 (旧姓)		生 年 月 日		× × ・ 8 ・ 31	
昭和・平成 50 年 1 月 1 日		個人番号		円	
140,000		1月1日現在の住所		円	
35,600		〇〇県××市△△3-2-1		円	
104,400		給与の支払を受けた後		円	

◎給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。		
徴収予定		
徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記ウ)と同額)
	円	円
2. 異動が令和××年××月××日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		
上記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 円( 年 月 日納期限分)で納入します		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	98-76543	新規	課・係	庶務課社員係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名	特徴 進	月割額 11,600 円を
フリガナ	マルバツフンサン カブシキガイシャ		電話	111-111-1111 (内線 222 )	9 月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称	○×不動産 カブシキガイシャ		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎		納入書 <input checked="" type="radio"/> 要 ・ 不要		
個人(法人)番号	● ■ ▲ × ● ■ ▲ × ● ■ ▲ × ●				

【提出先】 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所 財務部市民税課 個人市民税係

御注意  
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
3 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することになります。